

北海道開発局

# 要 請 書

平成 2 2 年 1 1 月

北 海 道 市 長 会



# 北海道総合開発の推進について

## (要 旨)

北海道は、ゆとりある広大な土地と豊かな自然に囲まれ、この地域特性を生かした観光の振興とともに、我が国最大の食料供給基地としての役割を担っております。また、同時にITやバイオなどの先端産業の発展に大きく貢献しているところでもあります。

今後においても、北海道がそのポテンシャルを活かし、我が国の成長にさらに貢献し、北海道各地域の均衡ある発展を実現していくためには、未だ整備が遅れている高規格幹線道路網の拡充や農業生産基盤の充実、北海道新幹線の建設促進など、将来に向けた社会資本の整備を計画的かつ着実に進めていかなければなりません。

つきましては、北海道の自立型経済を確立し、国土の発展を促進するため、次の事項について適切な措置が講じられるよう要請いたします。

また、国土交通省の局の再編にあたっては、北海道の置かれている状況を十分に斟酌し、現在の北海道局を存続させるとともに、予算の一括計上など北海道開発の枠組みの堅持を強く要請いたします。

## 記

### 1 北海道の開発行政のあり方について

(1) 地域主権の観点から、将来に向けた二重行政の解消は進めるべきものであるが、改革にあたっては、地域の声を十分に聞くとともに、一定の移行期間を設けるほか、地域が疲弊することのないよう十分な機能を残すこと。

その際、今後の北海道の開発行政のあり方を先行して検討したうえで、改革後の北海道の姿などを明示し、道民はもとより、地方自治体に不安が生じないようにすること。

(2) 北海道がわが国の課題解決に貢献するためには、北海道局という必要な組織体制の存続を含め、北海道総合開発計画、予算の一括計上、特例措置という現在の北海道開発の枠組みを堅持するとともに、必要な予算を確保すること。

## 2 北海道新幹線の建設促進について

- (1) 新函館・札幌間の全線フル規格での一日も早い認可・着工と早期完成を図ること。
- (2) 青函トンネル共用区間におけるすれ違い走行問題の早期解決及び新青森・新函館間の早期開業を図ること。
- (3) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務(国鉄清算業務)利益剰余金の活用など、幅広い観点での建設財源の確保及び地方負担に対する財源措置の充実強化を図ること。

## 3 治水事業等の整備促進について

- (1) 大雨、地震などの自然災害に備え、河川事業、砂防事業等について積極的に整備を進めること。  
特に、新たに策定された河川整備計画に基づく事業を円滑に推進すること。
- (2) 海岸の高潮、侵食対策の着実な推進を図ること。

## 4 高規格幹線道路網をはじめとする道路整備の促進について

- (1) 有料道路方式及び新直轄方式による高速自動車国道の整備を更に加速すること。  
着手している区間の早期完成を図ること。  
新直轄方式区間のうち、抜本的見直し区間を早期に着手すること。  
基本計画区間及び予定路線を早期に着手すること。

- (2) 一般国道自動車専用道路整備の重点化・効率化を図ること。
- (3) 地域高規格道路の整備促進を図ること。
- (4) 一般国道の整備促進を図ること。
- (5) 道路の中期計画（北海道版）を着実に推進するため、必要な予算を確保し、地方が真に必要としている道路整備が遅れることがないようにすること。
- (6) 地方の財政負担軽減に資する「地方道路整備臨時貸付金制度」の維持・拡充を図ること。

## 5 港湾施設の整備促進等について

- (1) 北海道の国際的な経済連携を促進するため、海上コンテナなどに対応する港湾機能の高度化を図ること。
- (2) 大型船舶の安全な入港を支える関連施設の整備、さらには、大規模災害等に対応する臨海部防災拠点として、港湾の整備を促進すること。
- (3) 港湾機能の適切な維持を図るため、水域施設・岸壁等の維持管理について、国の支援のさらなる充実を図ること。

## 6 空港の整備促進について

- (1) 北海道経済の活性化を図るため、新千歳空港の国際拠点化をはじめ道内空港の整備に必要な予算を確保するとともに、道内外の航空ネットワークの維持・拡充を図ること。
- (2) 新千歳空港は、長距離国際路線の安定就航が可能な空港となるよう滑走路延長等、空港機能の一層の強化を図っていくこと。

## 7 空港と道路の連携強化について

- (1) 新千歳空港と道央自動車道を連結するインター線の整備を促進し、早期供用開始を図ること。

## 8 北海道観光の振興について

(1) 多彩な観光資源に恵まれた北海道を国際的にも通用する観光地とするため、必要な措置を講じること。

財政上、税制上又は金融上の特例的な措置の創設

- ・ 宿泊施設をはじめとする施設整備に係る課税の特例措置の創設
- ・ 航空機燃料税の軽減
- ・ 特定免税店制度の創設

外国人の出入国に対応できるよう空港及び港湾におけるC I Q体制の整備充実を図ること。

特に関税法、出入国管理法等の関係法令で指定されていない空港への国際チャーター便の乗り入れ及び港湾においては需要に応じたC I Q機関職員の万全な体制を構築すること。

中国からの定期便の新千歳空港への乗り入れ制限を更に緩和すること。

## 9 農業に関する貿易交渉等について

(1) W T O 農業交渉及び F T A 農業交渉にあたっては、非貿易的関心事項への配慮など、日本提案の実現を目指すというこれまでの基本方針を堅持すること。また、上限関税の設定に反対するとともに、重要品目の数を十分に確保するなど、本道の主要産品である米や乳製品、でん粉、雑豆、砂糖等に係る適切な国境措置を確保すること。

(2) E P A / F T A 交渉にあたっては、本道の農産物の生産事情を十分考慮し、米、牛肉、乳製品、小麦、砂糖などの重要品目について例外措置を講じるなど、慎重な対応をすること。

(3) 生乳消費量の伸び悩みや飼料の高騰など、畜産・酪農を取り巻く環境が厳しい状況が続くなか、配合飼料の価格安定対策や自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営への支援など、抜本的な経営安定対策を推進すること。

## 10 農業生産基盤整備事業の促進について

- (1) 食料供給力の確保・向上に必要な農地、農業水利施設等の生産基盤整備の実施については、必要な予算枠を確保するとともに、地域の創意工夫を活かした柔軟な整備が可能となるような制度の見直しを検討し、地元負担の軽減について配慮すること。

## 11 林業の振興について

- (1) 国土保全、水源涵養、保健・文化・教育的利用の場を提供する機能に加え、地球温暖化防止、生物多様性の保全など多面的な機能を有する森林の整備・保全が必要であることから、森林整備保全事業計画を着実に推進すること。

## 12 水産業の振興について

- (1) 水産基本法に則り、漁業及び関連産業の経営安定対策を充実すること。また、安全・安心な水産物の提供や輸出促進に向け、衛生管理の充実した水産基盤整備の促進並びに流通・加工施設等の整備に対する支援を充実すること。
- (2) WTO交渉における対策を講じること。  
コンプをはじめ主要品目に係る現行輸入割当制度を堅持すること。  
水産物に係る現行関税水準を堅持すること。
- (3) ロシア漁業資源管理体制に対応するため、対ロシア漁業外交を強力に推進するとともに、民間漁業交渉に対する側面的支援を強化すること。
- (4) 昆布巻き等の水産加工品の原料原産地表示を義務化すること。
- (5) 産業廃棄物である漁業系廃棄物の処理対策及び資源化に関する調査研究の推進と事業化を促進すること。

### 13 季節労働者対策の強化について

- (1) 季節労働者対策を進めるため、通年雇用化の促進、公共事業の平準化等による冬期雇用の拡大及び建設事業主等の取組への支援の充実・強化を図ること。

また、特例一時金については 40 日の暫定措置を堅持すること。

